

各課（室・局）長 様

総合政策部長

令和4年度予算編成方針について（通知）

令和4年度の予算については、下記により編成することとしたので、白岡市予算規則第4条の規定により通知します。

記

1 日本経済の状況及び国の動向

内閣府が発表した令和3年7月の月例経済報告によると、我が国経済の基調判断は、「先行きについては、感染拡大の防止策を講じ、ワクチン接種を促進するなかで、各種政策の効果や海外経済の改善もあって、持ち直しの動きが続くことが期待される。」とされる一方、「感染の動向が内外経済に与える影響に十分注意する必要がある。また、金融資本市場の変動等の影響を注視する必要がある。」としている。

また、同年6月18日に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2021」で、国は、今回の感染症は我々に大変厳しい試練を与えている一方で、これまで進められなかった課題を一気に進めるチャンスが到来しているとし、内外の変化を捉え、構造改革を戦略的に進め、ポストコロナの持続的な成長基盤を作る。また、当面の経済財政運営について、引き続き、感染状況や経済的な影響を注視し、状況に応じて、新型コロナウイルス感染症対策予備費の活用により臨機応変に必要な対策を講じていくとともに、我が国経済の自立的な経済成長に向けて、躊躇なく機動的なマクロ経済政策運営を行っていくとしている。本市においても、その動向を引き続きしっかりと注視し、適時適切に対応していく必要がある。

2 本市の財政状況及び今後の財政見通し

本市の財政状況については、令和2年度において市民税や固定資産税などの市税が増収となるなど一部持ち直しの兆しが見られたものの、扶助費が過去最

高を更新するなど社会保障関係経費が増加したことから、経常収支比率は、90.5%と、硬直化した財政構造は改善していない。また、令和3年度予算において、市税収入は、新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年度から▲4.5億円と、前年度比予算ベースではリーマンショック時を超える過去最大の落ち込みを見込んでいる。

さらに、中長期的な視点で将来を見据えると、社会保障関係経費や公共施設・インフラ施設における老朽化対策などの費用負担が、年々増大していく見込みの中、福祉や教育、暮らしの安全、防災・減災など、市民生活に不可欠なサービスを安定的に提供しつつ、新型コロナウイルス感染症への対応やDX（デジタルトランスフォーメーション）、グリーン社会の実現などの新たな行政課題への対応も進めていくことが求められており、更なる財源不足が見込まれるところである。

3 予算編成の基本的な考え方

新型コロナウイルス感染症の感染拡大及びその影響は継続しており、感染防止策やワクチン接種をはじめ、様々な対策を講じているが、先行きは未だ不透明である。

令和4年度予算については、市民のいのち・生活を守り、市民の暮らしやすいまちづくり、持続可能な行政サービスの実現を目指すとともに、感染拡大防止の取組と地域経済の回復の両立を図ることを目的として、社会情勢や将来の見通し、本市の厳しい財政状況を踏まえ、次に掲げる基本的な考え方のもと、事業の目的やねらい、効果などを明確にし、各部内で十分に議論を尽くした上で編成されたい。

- (1) 令和4年度は、第6次白岡市総合振興計画の初年度として、計画で示す目標達成に向けて取り組む必要がある。基本計画（案）に掲げる重点取組項目の推進を念頭に予算編成に当たること。特に行財政改革の推進に当たっては、職員一人ひとりが前例に捉わられることなく、柔軟な発想と創意工夫のもと、積極的に予算編成に取り組むこと。
- (2) 新型コロナウイルス感染症対策への継続した取組、激甚化する風水害等の自然災害への対応、老朽化した公共施設への対応等、市民の生命・財産を守るため、この時期を逸すると実現が困難な施策、事業を優先とすること。
- (3) コロナ禍による社会変容及び価値観の変化等を踏まえ、全ての事業に、次に掲げる視点により、抜本的な見直しを加え、ウィズコロナ・ポストコロナを見据えた適切な事業内容へと転換すること。

- ア 内部事務の精査
- イ 内部事務や事業の集約化
- ウ 運営体制の見直し
- エ 手法の変更・見直し、主体・執行体制の見直し
- オ 委託の仕様内容、需用費等の見直し
- カ 在庫等の有効活用
- キ 公有財産の適正管理・戦略的活用
- ク 執行残（決算額）との比較
- ケ 計画の見直し（平準化）
- コ 国・県・他市基準との比較
- サ 歳入の確保
- シ 社会情勢の変化、目的の達成
- ス 政策・施策の有効性
- セ 公民連携の取組
- ソ データやICTの活用による業務の効率化
- タ 民営化・委託化
- チ 業務の効率化、働き方を見直し

4 総括的事項

(1) 分析結果を踏まえた事業の見直し

令和2年度の実績及び令和3年度の取組状況を踏まえ、これまでの成果、現状及び課題を分析すること。そして、現状の正しい把握と最新の知見を踏まえた上で、市民の立場に立った事業の見直しや再構築を行うこと。

(2) 行政評価制度の活用

行政評価の結果を予算に反映させること。

事務事業の見直しが必要と評価された事業は、事業規模を縮小させるだけでなく、事業廃止も含めて判断すること。

(3) 既存事業のスクラップの徹底

新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により歳入の減少、新たな行政需要が見込まれ、例年にない厳しい財政状況が予想される。限られた財源の中で、重要施策に取り組むためには、例年以上に既存事業をスクラップすることが必須である。既に所期の目的を達成したものや、情勢の変化等により、事業推進の必要性が薄れたもの、予算の執行率が低いものについてはもちろんのこと、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により令和2年

度に未執行となり、令和3年度も引き続き未執行となる事業又は令和3年度未執行となる事業について、事業見直しの契機と捉え、廃止の検討を行うこと。

また、事業を継続する場合にあっても、新たな生活様式に合った事業となるよう再構築を図ること。

(4) 類似施策等の見直し

関係部局が連携して取り組むべき施策については、縦割りの考え方に捉われることなく、関係課での連絡調整を密に行い、要求内容を整理・統合し、効率的・効果的な事業実施が可能な予算要求を行うこと。

(5) 年間総額予算による当初予算編成と補正予算の限定

各経費の見積りに当たっては、決算との乖離を分析し、過大な不用額が発生しないよう十分精査すること。

各事業予算については、年間総合予算として編成し、補正予算は原則として制度改正などの必要最小限のものに限定すること。

(6) 歳入の確保

歳入見積りに当たっては、財源を的確に把握し、更なる収入の確保を図ること。

国庫支出金や県支出金を財源とする事業については、国や県の補助制度の動向を十分注視し、活用可能な制度を適切に予算に反映させること。

他団体の補助制度の活用事例の情報収集や埼玉県の「市町村に対する支援制度」を参照し、補助対象となる事業は積極的に活用をすること。ただし、補助事業であることを理由に安易に事業申請を行い、結果として多額の一般財源の持ち出しを招かぬよう留意すること。

(7) 人件費の見直し

事業の見直しを前提に、時間外勤務手当については、令和2年度決算額を基本とするので、超過勤務の徹底的な削減に努めること。

(8) 投資的経費の取扱い

事業の緊急性、必要性、事業効果、起債による将来負担等を十分検討した上、部内で優先順位付けを行い計上すること。また、補助事業、単独事業ともに必要最小限の額を見積もること。補助事業については、国への要望額をそのまま要求額としないこと。単独事業については、国や県の補助制度が活用できないか確認し、安易に単費での要求としないこと。

(9) 扶助費の取扱い

扶助費については、事業手法や給付水準等の見直し、検討を行った上で、対象者や扶助額について精査し、適正な制度運用に努めること。市単独のもの（国・県制度への上乗せを含む。）については、制度そのものの継続の合理性について思慮を重ねた上で、自己負担額や支給基準等の見直し、廃止を検討すること。

(10) 公共施設等総合管理計画等と連動した予算要求

公共施設の機能維持又は改修については、一時的に多大な費用を要することのないよう、個別施設計画などの各種計画に基づき、維持管理コストの縮減などに努めること。また、公共施設の機能維持又は改修に係る費用については、必要箇所の順位付けを行い、緊急性の高い施設の修繕等を優先させるなど、部内での調整を十分に図り、必要額を見積もること。

(11) 会計年度任用職員制度の活用

職の必要性及び常勤職員とのすみ分けを吟味した上で、毎年度、業務内容を設定し、適切な勤務日数・勤務時間となるようにすること。

(12) 民間活力の活用と連携

複雑多様化する行政需要に対応するため、各種事業の実施に当たっては、市民との協働や民間活力の活用、大学との連携など効果的な事業実施に努めること。

また、各事業において、真に行政が実施すべき事業か否かを十分に精査・検討すること。

(13) 特別会計等の予算編成

財政健全化法に基づき、一般会計に加え、特別会計や地方公社、第3セクターを含めて財政運営の健全性が判断されるため、特別会計については、一般会計に準じて予算編成するものとし、財源を安易に一般会計に依存することのないよう、効率的な運用に努めること。

一部事務組合等については、財政状況、特に将来負担すべき実質的な負債の額について厳しくチェックすること。

(14) 外郭団体等に係る予算

外郭団体等については、民間事業者と対等に渡り合い競争できる体制を意識し、独自財源の確保に努める等、自助努力による経営の独立性を基本とし、自立のための経営改善を促すこと。全庁的に抜本的な事業の見直し、超過勤務の徹底的な削減に取り組んでいることから、外郭団体等においても事業の効率化などを意識し、一層の削減に取り組むこと。

5 その他

歳入・歳出における個別の見積り方法、予算見積書の作成等については、別途通知する「令和4年度当初予算歳入見積書・歳出要求書作成要領」に従うこと。